

緊急事態宣言解除に伴う学生生活について

令和2年5月19日

米子地区学生 各位

医 学 部 長

新型コロナウイルス感染症対策や学生生活に関するメッセージについては、本学の方針が定まり次第、随時皆さんへ発信しているところです。

5月14日、鳥取県を含む39県で緊急事態宣言が解除されました。しかし、解除後も密集・密接・密閉の3密を避け、感染防止を怠らなければなりません。

そのため本学では引き続き、授業はオンライン授業のみ、課外活動は活動禁止（部室等課外活動施設も使用禁止）を継続します。（鳥取大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針による）

皆さんには多くの不自由をかけていますが、皆さんの大切な命、そして皆さんの周りの方の大切な命を守るために、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

については、6月24日までの学生生活に関する注意事項について、以下の点を改めてお知らせしますので、今後も感染拡大防止にご協力をお願いします。

1. 課外活動

◆3つの密（特に密接）の環境を回避できると考えられないことから、新歓活動（勧誘活動）を含む課外活動は学内外とも原則禁止とします。

◆部室を含む、文化系、体育系学内施設の一切の使用を原則禁止します。

◆上記によらず Web 上での活動（Twitter、Instagram 等の SNS 上での活動）は可としますが、Web へ掲載する内容の相談や動画撮影のために対面の集会等を行うことは引き続き禁止です。

また新入生からの問合せ等への回答も許可しますが、「個別の勧誘は禁止（SNS 上でのサークル紹介や問合せへの回答等に留める、発信は部の公式 SNS に限定する）」「課外活動再開後まで対面コミュニケーションは学内外を問わず禁止」である旨を必ず守ってください。（なお、部でのオンライン会議を行う際は安全性の観点から大学 ID による Meet を推奨します。ただし個人情報保護等の観点から、参加者は必要最小限とするよう、各自注意してください。）

◆自習室（ヒポクラテスルーム、アレスコ棟学生ラウンジ等）の使用を原則禁止とします。

◆医学科6年生、保健学科看護学専攻、検査技術科学専攻4年生は、例年課外活動施設棟、学生自習室、大学会館集会室等で国家試験勉強行っておりますが、当面の間、利用を原則禁止します。

2. 不要不急の国内外へ旅行、帰省等の自粛

◆特に緊急事態宣言発令区域（特定警戒都道府県）への旅行、帰省等は原則禁止。

※【**緊急事態宣言発令区域（特定警戒都道府県）**】（特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある **8都道府県**）

東京都、大阪府、兵庫県、京都府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県

◆生命科学科の就職活動では感染予防対策と健康観察を行うこと（大学から企業等へ対面での採用活動自粛のお願いをHPへ掲載済）

◆やむを得ない事情により鳥取県外へ移動する場合は、所属学部教務係または指導教員へ相談してください。

◆病院見学や病院説明会への参加についても6月24日までは原則禁止とします。
やむを得ず参加が必要な場合には、医学科長若しくは保健学科長へ相談すること。

3. 緊急事態宣言発令区域（特定警戒都道府県）から鳥取県内到着後の14日間自宅待機と健康観察

4. 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

◆カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。

◆知人や友達を誘っての飲食、宴会等の禁止。

◆飲食・接客系アルバイトの原則禁止（生活上必要なアルバイトについては相談に応じます）。

5. 健康管理の徹底と健康状態の記録

◆自身の健康管理（体温測定、マスク着用、手洗い）を行うこと。

◆健康観察表を記録すること。

6. 悪徳商法、訪問販売、ネット契約、カルト系集団に注意

◆本学は、学外での勧誘活動は一切認めていません。

◆むやみにドアを開けない、連絡先（携帯番号）を教えない、気軽についていかない。

【罹患等した場合の対応】

・3月31日付け理事（教育担当）通知「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」によること。